

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	地域経済活性化物価高騰対策商品券交付事業	①物価高騰の影響を受けた生活者の食料品等の購入支援と町内経済の活性化を目的に、全町民へ町内協力店で使用できる商品券20千円分を配布するため商工会に補助を行う ②商工会への補助(商品券代、印刷費、人件費、広告費等)、町から各世帯への商品券送料 ③商工会への補助金(商品券20千円×6,350人+事務費補助1,795千円(委託先への補助)=128,795千円)、商品券郵送料(1,000円×2,350世帯=2,350千円) うち県補助金7,185千円 ④もがみ北部商工会、町民	R8.1	R8.4以降
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	キャッシュレス決済ポイント還元事業	①物価高騰の影響を受けた生活者及び町内事業所における経済の活性化を目的に、町内協力店でのキャッシュレス決済に対して10%のポイントを付与する(上限:1人5千円×5ペイメント) ②キャッシュレス決済運営に係る委託料(還元ポイント分、販売促進費用、事務手数料、運営費) ③還元ポイント分 6,000千円、事務費3,400千円、うち県補助金3,054千円 ④町内協力店でキャッシュレス決済を行う町民等	R7.4	R8.3
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応事業者支援事業	①燃料油を始めとする物価高騰の影響を受けた町内の中小企業・小規模事業者に対し、町が令和6年の年間エネルギー経費の10%(上限:法人10万円、個人5万円)の補助を行う。 ②令和6年の年間エネルギー経費が60万円以上である中小事業者への補助金 ③法人20件×100千円=2,000千円 個人30件×50千円=1,500千円 ④令和6年の年間エネルギー経費が60万円以上である中小事業者	R7.4	R8.3
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム商品券発行事業	①物価高騰の影響を受けた町内経済を活性化させるため、町が町内協力店で使用できるプレミアム率30%の商品券を3,300冊販売するため商工会に補助を行う。 ②商品券プレミアム分、商品券換金経費、商品券発行事務費の補助 ③3,300冊×3千円+事務費補助2,515千円(委託先への補助)、うち県補助金 4,322千円 ④もがみ北部商工会、商品券を購入した町民	R7.4	R8.3
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	大学生等への食の支援事業	①物価高騰により、経済的な影響を受けている実家を離れ自炊しながら大学等に通学している学生に、町が町特産品の中から4,000円相当の食料品を2回支給する。 ②米、特産品などの提供食料品の購入費及び送料等 ③実家を離れ自炊しながら大学等に通学している学生等の対象人数70人 70人×5,000円(町特産品分4,000円、送料等1,000円)×2回=700千円 ④実家を離れ自炊しながら大学等に通学している学生	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食原材料費高騰対策事業	①物価高騰している給食原材料費を支援する事業(教職員分は除く) ②高騰する給食材料費の物価高騰分 ③小学校 65,615食×132円=8,661千円(内職員分1,834千円、来庁者分40千円分は一般財源) 中学校 32,910食×154円=5,068千円(内職員分981千円、来庁者分15千円は一般財源) ④町立小中学校児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育施設給食原材料費高騰対策事業	①物価高騰している給食原材料費を支援する事業(教職員分は除く) ②高騰する給食材料費の物価高騰分 ③たんぼぼこども園分 1,802千円 (平日)補助単価93円×76人×242日=1,711千円 (土曜日)補助単価93円×15人×50日=70千円 (特別給食)補助単価132円×54人×3回=21千円 キッズハウス分 428千円 補助単価93円×19人×242日=428千円 町立保育所分 1,267千円 (内職員分447千円は一般財源) (3歳以上)補助単価103円×17人×242日=424千円 (3歳未満)補助単価141円×10人×242日=341千円 (時間外副食費)補助単価16円×6人×242日=24千円 (土曜保育副食費)補助単価16円×4人×50日=3千円 (一時預かり児童)補助単価141円×2人×100日=28千円 ④私立保育施設2施設、公立保育所2施設に通う児童及び保護者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設物価高騰対策事業費補助金(R6県補正分)	①物価高騰の影響を受ける社会福祉施設を支援することにより、事業の継続を図る。 ②社会福祉施設の物価高騰への助成 ③入所系施設 定員30名以上(3施設)239人×5千円=1,195千円 定員29名以下(1施設) 1施設×150千円=150千円 その他小規模単独型 1施設×75千円=75千円 通所系施設 通所介護 1施設×75千円=75千円 通所リハビリテーション 1施設×75千円=75千円 訪問系施設 訪問介護 1施設×50千円=50千円 居宅介護 1施設×50千円=50千円 障がい者施設 生活介護 1施設×75千円=75千円 就労継続支援B型 1施設×75千円=75千円 合計 1,820千円 ④町内の社会福祉施設(入所系施設、通所系施設、訪問系施設、障がい者施設)	R7.6	R8.3
9	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料価格高騰対策補助金(R6県補正分)	①物価高騰の影響による配合飼料価格の値上がりに対し、町内畜産物の生産力の維持を目的に令和6年10月～令和7年3月の配合飼料購入実績数量に応じて補助を行う。 ②畜産農家への補助金 ③4,000円/t×440t=1,760千円 ④町内の畜産農家	R7.6	R8.3
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設物価高騰対策事業費補助金(R7県補正分)	①物価高騰の影響を受ける社会福祉施設を支援することにより、事業の継続を図る。 ②社会福祉施設の物価高騰への助成 ③入所系施設 定員30名以上(3施設)239人×5千円=1,195千円 定員29名以下(1施設) 1施設×150千円=150千円 その他小規模単独型 1施設×30千円=30千円 通所系施設 通所介護 1施設×35千円=35千円 通所リハビリテーション 1施設×35千円=35千円 訪問系施設 訪問介護 1施設×70千円=70千円 居宅介護 1施設×35千円=35千円 障がい者施設 生活介護 1施設×35千円=35千円 就労継続支援B型 1施設×35千円=35千円 合計 1,620千円 ④町内の社会福祉施設(入所系施設、通所系施設、訪問系施設、障がい者施設)	R7.12	R8.3
11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	飼料価格高騰対策補助金(R7県補正分)	①物価高騰の影響による配合飼料価格の値上がりに対し、町内畜産物の生産力の維持を目的に令和7年4月～令和8年3月の配合飼料購入実績数量に応じて補助を行う。 ②畜産農家への補助金 ③第1四半期 4,000円/t×275t=1,100千円 第2四半期 3,500円/t×275t=963千円 第3四半期 3,500円/t×275t=963千円 第4四半期 3,500円/t×275t=962千円 ④町内の畜産農家	R8.1	R8.4以降
12	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	宿泊事業者支援事業	①物価高騰の影響を受けている事業者を支援するため、町が4,000円を上限に宿泊費の半額を助成し、誘客を促進する。 ②宿泊費の助成費、チラシ印刷費、新聞折込料 ③宿泊費相当額6,400千円(補助率1/2、4,000円×1,600人)、チラシ印刷代97千円、新聞折込料100千円 ④町内宿泊事業者への宿泊者1,600名	R7.12	R8.4以降
13	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	灯油購入費等助成(高齢者のみ世帯等)	①物価高騰の影響を受けている低所得の高齢者世帯等を支援するため、冬期の暖房に係る灯油購入費等(1世帯あたり7,500円)を助成することにより、低所得世帯の方々の生活を維持する。 ②灯油購入等に係る助成費、消耗品費、郵送料等 ③助成金450世帯×7.5千円=3,375千円 事務費384千円(消耗品229千円、郵送料155千円) うち県助成金2,574千円 ④令和7年度住民税非課税世帯のうち、高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯、ひとり親世帯(寡婦のみ世帯)	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
14	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	灯油購入費等助成 (県事業の対象外世帯)	①物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するため、冬期の暖房に係る灯油購入費等(1世帯あたり7,500円)を助成することにより、低所得世帯の方々の生活を維持する。 ②灯油購入等に係る助成費、消耗品費、郵送料等 ③助成金300世帯×7.5千円=2,250千円 事務費150千円(消耗品79千円、郵送料71千円) ④令和7年度住民税非課税世帯のうち、上記No.17事業の助成対象外となる世帯	R8.1	R8.4以降
15	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て応援手当事業 (町上乗せ分)	①物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援することを目的に、国の子育て応援手当2万円に1万円を上乗せして支援を図る。 ②子育て世帯への給付金 ③給付金800人×10千円=8,000千円 ④町内の子育て世帯(児童手当の令和7年9月分の対象児童及び令和8年3月31日までに生まれた児童)	R8.1	R8.4以降